

認定申請手続きの流れ

【注意】登録評価機関による審査を受ける場合

① 認定申請に先だって

- ・「4 認定基準」の（1）から（6）について、「登録住宅性能評価機関」の技術的審査を申請し、確認書又は長期使用構造等が適合していることが分かる住宅性能評価書の交付を受けてください。
- ・「5 居住環境に関する基準（地区計画等）」に関する届出を各窓口へ提出し、通知書等の交付を受けてください。（届出が必要な場合）

① 確認申請

認定申請の前に、確認申請の手続きを行うことができます。
（苫小牧市又は指定確認検査機関）

② 認定申請

認定申請は、苫小牧市都市建設部建築指導課で受付けます。

③ 認定通知

計画の認定をしたときは、申請者へ認定通知書を交付します。

④ 工事の着工

認定通知を受けた後でなければ工事の着工ができません。

⑤ 建築工事

工事中に変更があった場合は、再度、認定申請（変更認定申請）が必要です。

⑥ 工事完了

工事が完了した際は、工事完了報告書を提出してください。

※申請に必要な書類の様式は、都市建設部建築指導課「長期優良住宅の認定」ホームページ等からダウンロードできます。